

## 道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 29 年 5 月 27 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	東 3-25 号線	新潟市東区物見山一丁目 143 番 2 地先から 新潟市東区物見山一丁目 143 番地先まで	平成 29 年 5 月 27 日